

(三) 宗 教 し ら べ

1. この時代の背景

われわれは、いま信教の自由を保障されている。明治憲法第二十八条は「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限りニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定し、改正憲法また第二十条をもつて「信教の自由は何人に対してもこれを保障する」とし、公的機関が宗教活動をすることを禁止する一方、個人は、強制によつて宗教行為や行事に参加することのない全くの自由を与えられている。信仰は個人の問題なのである。

ところが、昔は日本の宗教を神道、仏教の伝統的なものに限り、豊臣秀吉は天正十五年（一五八七）当時蔓延していたキリスト教を禁止する最初の法令を出し、在留宣教師の国外追放を命じた。（註）慶長十七年（一六一二）には徳川家康も、まず幕府直轄の地にキリスト教禁止令をしき、翌十八年には、これを全国に及ぼした。当時は鎖国の時代であつて、キリスト教の布教によつて、内的な勢力が弱められ、将来に対する彼等の保身策のあらわれであつたのである。即ち、仏教、神道とキリスト教とは諸方でよく衝突し、ことに九州ではこれが甚だしかつたので将来を憂慮してこの挙に出たものと推定されるのである。

このような情勢にもかかわらず、キリスト教への憧れは止むべくもなく、一部の人々の間では依然として強く信仰の火がもえていた。厳しい幕府の取調べは、これに対抗して色々な形で続行され、どこまでも当時の峻厳な身分の差別を守ろうとつとめ、「人間は神の前に平等である」とする信者の立場に立向つたのである。それは、時に、島原の乱（寛永十四年—一六三七）のような武断にあらわれ、他の場合には、かの有



安芸郡川角村宗旨改帖

元治二年(須山義夫氏藏)

毎年庄屋から割庄屋に提出しているようである。川角村には二冊残っている。熊野村には発見していない。近隣では栃原村の分がある。川角の人は広島寺町の真宗超専寺、真行寺、光園寺に属していた。

名な踏絵の法(寛永六年(安政四年)(一六二九(一八五七)として約二三十年間庶民断庄の手段として猛威をふるったのである。このようなキリスト教放逐の結果として同時に一般の人々は必ず寺籍をもち、誰でも、どこかの寺の信徒でなければならなかった。従つて、キリスト教を捨てて、仏教へ転向する場合は、檀家たる寺を定めて宗

門改帖を発給させ、それには「他人へ譲置又ハ賃物等ニ入売申事堅仕間敷候且又宗門者真言宗ニ而御座候小者共宗旨手形取置申為其判形差上申候

右之旨於相背者尚様々之曲事可被仰付候為後日如件」(学習大辞典、日本歴史篇P三七五所載、切支丹宗門改帖写真判続)の奥書を述べ、証明と共に、その決意を誓つたものである。

(註) 天正十五年秀吉公於筑前箱崎耶蘇宗門併行御停止之御書出之写

(浅野家関係文書)(広大国史学研究室藏)

定

- 一、日本者神国タルトコロニ吉利支丹国ヨリ邪法ヲ授候儀甚以不可然事
- 一、其国郡ノ者ヲ近付門徒ニナシ神社仏閣ヲ打破ラセ前代未門ニ候国郡在所知行等給人ニ被下候儀ハ当座の事ニ候天下ヨリ御法度相守諸事可得其意トコロニ下々トシテ猥ハ敷儀曲事ニ候事
- 一、伴天連其智恵ノ法ヲ以テ、ロサシ次第禮那ヲ持候ハント被思食所如右日域ノ仏法ヲ相破ル事曲事ニ候条件天連ノ儀日本ノ地ニハ被作再マシク候間今日ヨリ廿日ノ間ニ用意仕可帰国其内下々伴天連ニ不謂族申掛ルモノアラハ曲事タルヘシ
- 一、黒舟ノ儀ハ商売ノ事ニ候間各別ニ候年月ヲ経諸事売買可仕事
- 一、自今以後仏法ノ妨ラ不成輩ハ商人ノ儀ハ不及申何ニシテモ吉利支丹国ヨリ往還不苦事

2. 町の相貌

この間、仏教は伝統と幕府のひ護の下に根強い力を張り、公儀には仏教信者であることがフリーパスの原則であつた。従つて、結婚や旅行には仏教徒であることの証明書を必要とした。例えば旅行に際して発行された「往来手形」には「右之者宗旨之儀者代々真言宗ニ而拙寺丹那ニ紛無御座候」としたため安全通行を依頼し、時によつてはまた、先々での一宿と病氣、死亡等の場合の措置「以御慈悲を其所之御作法ニ御取置可被下候勿論国元への送届ケニ及不申」等を書加えたものであつた。そして、寺院と並んで庄屋連名で、この証明書を発行する慣わしであつた(註1)

宗門改めは年々行われたが、この近郊においては奉行が海田に出張し、その衝に當つていた。各庄屋は与頭と共に村民の所屬する寺院毎に家族の名簿を作成し、宗旨御改帖として割庄屋に提出、一括して奉行に報告したようである。この調査は相当きびしいもので「村中男女老人も不洩」入念に取調べ「有論成者老人も」無いようにし、今後「不審成共御座候得ハ急度可申上」若し調査不十分な時は「庄屋与頭五人組ニ至迄曲事可被仰付」としたものである。(註2) 蓋し宗門改めは幕府の最高政策であつたからである。

註1 文政寅年(天保申迄諸書付扣帖(織田信氏藏)

往来手形一札之事

豊田郡小林村

庄三郎、女房、娘ため、娘ついで

右之者宗旨之儀者代々真言宗ニ而拙寺且那ニ紛無御座候此度四国願拜ヲ願出候間所之御関所無相違御通可被下候行善候節旨一宿等奉願上候若又何国ニ而病死等仕候も以御慈悲を其所之御作法ニ御取置可被下候勿論国元へ御附届ケニ及不申為後日依而一札如件

文化十四年(一八一七)寅丑二月

所々御役所

御当所宿中

註2 (織田信氏藏)

元治二年(一八六五)四月吉日

安芸郡川角村宗旨御改帳

川角村之内
広島寺町 真宗 超専寺

一、藤兵衛 同母親 同弟替次 同弟新太郎 同弟関太郎 同妹きよ(以下略)
合七拾三人 内四拾人男 卅三人女

広島寺町 真宗 真行寺

川角邑之内

一、長次郎 同女房 同娘たづ

(以下略)

合拾七人 内九人男 八人女

広島寺町 真宗 光圓寺

川角村之内

一、伝吉 同女房 同子直介 同子信太郎 同子太郎 同娘ふの 同娘ゆか 同娘らら

(以下略)

合百四拾六人 内八拾壹人男 六拾五人女

惣人数合式百廿六人 内百廿人男 百六人女

切支丹宗門之儀は従先年々度々御改被為成候得共今度愈々堅御穿鑿被仰付村中男女老人も不洩念入宗門寺々之判形取帳ニ仕差上申候有論成者老人も無御座候此心得毎月吟味仕少ニ而も不審成共御座候得ハ急度可申上候猶隱置之者有候ニおゐてハ庄屋与頭五人組ニ至迄曲事可被仰付候為後日如件

丑四月

庄屋 四郎右衛門
与頭 次郎右衛門

割庄屋 其内殿

同見習 沢原繁太郎殿